

## 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和6年11月26日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	ソーシャルイン クルー・ホーム株式会社	ソーシャルイン クルー・ホーム米子上福原	令和6年6月11日 (火)	共同生活援助 短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年4月において、当該事業所の従業者により2度に渡って障がい者虐待（放棄・放任）が行われ、障がい者を養護するべき職務を怠った。	○	委員会、研修の複数及び当該事業所のみの単独開催（通常は複数施設での開催が主）や関係法令・虐待防止の手引きなどを従業者に対し具現徹底を行った。 また、再発防止策及び虐待を防止するための具体的方策（従業者アンケート、意見箱の設置など）を講じた。

## 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和6年11月26日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	社会福祉法人もみの木福祉会	もみの木園	令和6年9月10日 (火)	障害者支援施設 (生活介護)	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年9月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（身体的虐待及び心理的虐待）があった	○	再発防止策を講じ、その講じた方策について県へ報告を行った。 併せて再発防止策について虐待防止委員会で検証を行う。
					指定障害者支援施設等 の設置者の責務	R6.4.18に男子棟職員会議で個々の利用者に係る支援の 話がされていたが、不十分である。	○	モニタリング会議で定期の話し合いを実施している。
					生活介護計画の作成等 ／ 施設障害福祉サービス 計画の作成等	施設入所利用者のサービス計画が作成されおらず、利 用者等からの同意を得られていない。	△	同意の記載漏れがないよう、フォルダ管理等を統一し、作成のない個別支援計画については、作成し、個別支援計画未作成減算を適応し、関係市町村へ過誤申し立てを行う。
						サービス計画について、利用者の同意がないものが散 見される。	△	
					基本時間に記載している時間と支援内容に記載してい る時間が異なる支援計画がある		○	基本時間と支援時間の点検を行い修正をした。
							○	会議録の記載方法の修正を実施した。
					虐待の防止	虐待が発生した事案について、報告様式に基づいた報 告がされていない	○	職員へ周知徹底し、使用方法を改めた。 今後は仇められた様式で従業者へ報告を行わせ、委員会で発生原因・結果の分析・再 発防止策を検証する。
					生活介護サービス費	算定できない報酬が算定されている。	△	自己点検を行い、全利用者について過誤申し宛を行う。

## 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和6年11月26日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	社会福祉法人遊歩	夜見われもこうの家	令和6年10月25日（金）	共同生活援助、短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	【共同生活援助】 令和6年5月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（身体的虐待）があった		
						【短期入所】 令和6年6月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（放棄・放任）があった		
					運営規程	虐待防止の事項について一部表記誤りがある		
						【短期入所のみ】 虐待防止に関する事項について、成年後見制度の利用 支援に関する記載がない		
					虐待の防止	虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当 該事案について報告するための様式が整備されていな い		
						虐待が生じた際の労働環境・条件について分析され ておらず、それを確認するための様式も整備されていな い		
					短期利用加算	【短期入所のみ】 算定日数について限度を超えて算定して請求している		